役員の報酬等に

関する規程

社会福祉法人　種崎福祉会

平成29年　3月22日施行

**社会福祉法人　種崎福祉会**

**役員等の報酬等に関する規程**

**（目的）**

第１条　この規程は、社会福祉法人種崎福祉会の役員等の報酬等について定めるものである

**（定義）**

第２条　本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

**（理事会、評議員会の出席報酬等）**

第３条　役員等が理事会、評議員会に出席したときは、交通費として１日につき１０００円を支払うものとする。

**（役員等の勤務報酬等）**

第４条　役員等が業務に従事した場合（第３条の規定に該当する場合を除く。）は、交通費として１日につき１０００円の報酬を支払う事が出来る。ただし、実態に応じた支払いもできる。

**（適応除外）**

第５条　職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

**（改正）**

第６条　本規程の改正については、理事会の議決を経なければならない。

**附則**

　この規程は、平成27年 1月 7日より施行する。

　この規程は、平成27年　12月　18日より施行する。

　この規程は、平成29年　 3月　22日より施行する。